



7中監第45号
令和8年2月24日

中野市長 湯本 隆英 様
中野市議会議長 芦澤 孝幸 様
中野市教育委員会教育長 柴本 豊 様

中野市監査委員 丸谷 弘幸

中野市監査委員 中村 秀人

令和7年度定期監査・財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

令和7年度

定期監査報告書
財政援助団体等監査報告書

中野市監査委員

定期監査報告書

1 監査の対象

令和7年度上半期中野市一般会計、特別会計（国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、倭財産区事業、永田財産区事業、中野財産区事業）、下水道事業会計及び水道事業会計に係る事務事業

※上記に係る全ての部局課室等が対象

2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主眼として実施した。

(1) 共通事項

市の行財政運営が、次の項目の趣旨に基づき、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを、住民の視点に立って確認する。

ア 事務を処理するに当たって、市民の福祉の増進に努めているとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか

イ 組織及び運営の合理化に努めているか

ウ 法令に違反して事務を処理していないか

(2) 重点項目

キャッシュレス決済の導入状況について

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和7年度上半期（4月1日から9月30日までの間）における財務に関する事務の執行等について、あらかじめ関係部課等に対し関係書類、諸帳簿等の提出を求め、関係職員から事務の執行状況及び内容等の説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。また、加えて現地調査も実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 中野市役所 会議室 21
- (2) 監査日程 令和7年11月7日から令和7年12月23日 までの間（11頁参照）
- (3) 現地調査 令和7年11月28日 ・高遠山古墳

5 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

収入・支出事務は、一般会計では歳入歳出予算額 292 億 2,356 万円に対する収入割合は 41.6%、歳出の執行率は 32.3%となっている。

特別会計（6 会計）では、歳入歳出予算額 109 億 6,821 万 2 千円に対する収入割合は 40.3%、歳出の執行率は 39.0%となっている。

企業会計の下水道事業では、歳入予算額 38 億 9,645 万円に対する収入割合は 31.7%、歳出予算額 44 億 8,638 万 1 千円に対する執行率は 36.1%となっており、水道事業では、歳入予算額 22 億 9,961 万 4 千円に対する収入割合は 24.4%、歳出予算額 31 億 6,603 万 3 千円に対する執行率は 36.8%となっている。

一般会計の歳入のうち、市税は前年度同時期に比べ収入額が 2 億 3,410 万余円（6.5%）の増加となり、収納率は 1.4 ポイント増加している。

特別会計の歳入のうち、国民健康保険税は前年度同時期に比べ収入額が 1358 万 6 千余円（3.1%）の増額、収納率は 0.1 ポイント増加している。

歳出については、一般会計、特別会計及び企業会計とも概ね適正に行われている。

引き続き各事業の実施に当たっては、適期な執行を図り最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、会計経理等の適正な執行を確保するため、法令遵守の観点から内部統制及び内部牽制組織の改善若しくは強化を継続的に図る必要がある。

また、近年の気象災害や物価高騰等による市民生活への影響が継続する中、市民ニーズに沿った持続的な行財政運営を行ううえで、来年度からスタートする「第 3 次中野市総合計画」をはじめとした各種計画に定めた施策を着実かつ効果的に進めていくことを期待する。

なお、滞り債権の管理にあたっては、不納欠損処分も含め、適切な債権回収に努められたい。

また、改善の必要な事項と改善方法については、監査当日、関係部課長等に検討を促したところである。

今回の定期監査における重点項目であるキャッシュレス決済の導入状況を確認したところ、市立博物館や指定管理者が運営する施設の一部等において、クレジットカード決済、コード決済、交通系 IC 決済等によるキャッシュレス決済が導入されていた。

窓口を訪れる市民や観光客等、利用者の利便性を高めるため、また、非接触サービスのニーズに応えるため、キャッシュレス決済の導入は急務であると考えるが、導入されていない部署が多くみられた。

なお、導入していない理由を確認したところ、以下のとおり回答があった。

ア 利用するグループごとにまとめて「納付書による現金払」の要望が多い。

イ 利用者にアンケート調査を実施しているが「キャッシュレス決済を希望する」といった意見はない。

ウ 導入を検討しているが、団体での利用が多いため向いていない。

エ 利用料金の徴収については委託業者との関係があり、導入にあたっては調整が必要である。

オ 費用対効果（ランニングコスト）を考えると導入は難しい。

カ 市全体の話であり、全庁的に導入が進むのであれば検討したい。

キ 来館者からクレジットカード決済を要望する声はあるが、導入には至っていない。なお、既に導入しているコード決済については、大変好評である。

ク 導入にあたっては、地域通貨やデジタルポイントをボランティア活動の報酬（インセンティブ）として付与する取組も検討している。

費用対効果の関係も大変重要であるが、キャッシュレス決済は、利用者の利便性の向上が図られるほか、現金の紛失や盗難、職員による着服や横領といったリスクが無く、民間事業者を含め全国的にも普及が加速している状況であり、今後の広がりについても大変期待される場所である。

このことから、本市においてもキャッシュレス決済の導入が進められるよう期待するとともに、導入の際は法的根拠の再確認やルール・取扱手順の整備を行い、あわせて、導入部署において適切に運用していくよう申し添えたい。

令和7年度 一般会計歳入予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科 目	7年度予算現額 (繰越額含む)	収 入			済 額		比 較 (A-B)	備 考
		7年度(A)	予算比	6年度(B)	予算比			
1 市税	6,983,950,000	3,589,988,418	51.4	3,373,703,948	51.0	216,284,470		
2 地方譲与税	246,000,000	72,629,000	29.5	70,686,000	29.5	1,943,000		
3 利子割交付金	1,700,000	3,460,000	203.5	638,000	30.4	2,822,000		
4 配当割交付金	29,000,000	8,654,000	29.8	7,444,000	28.6	1,210,000		
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000,000	0	0.0	0	0.0	0		
6 法人事業税交付金	101,000,000	56,865,000	56.3	56,410,000	61.3	455,000		
7 地方消費税交付金	1,100,000,000	700,551,000	63.7	616,336,000	56.1	84,215,000		
8 ゴルフ場利用税交付金	7,200,000	2,181,655	30.3	2,668,330	38.7	△ 486,675		
9 環境性能割交付金	20,000,000	9,020,000	45.1	9,816,000	57.7	△ 796,000		
10 地方特例交付金	33,222,000	37,282,000	112.2	221,657,000	98.4	△ 184,375,000		
11 地方交付税	5,538,161,000	3,734,269,000	67.4	3,580,668,000	65.0	153,601,000		
12 交通安全対策特別交付金	4,600,000	2,172,000	47.2	2,139,000	44.6	33,000		
13 分担金及び負担金	79,895,000	31,363,873	39.3	40,136,215	42.1	△ 8,772,342		
14 使用料及び手数料	215,537,000	103,773,489	48.1	102,958,474	43.2	815,015		
15 国庫支出金	4,112,926,000	1,075,533,048	26.2	1,106,251,853	29.1	△ 30,718,805		
16 県支出金	2,008,811,000	298,937,937	14.9	253,686,626	14.6	45,251,311		
17 財産収入	79,697,000	81,207,106	101.9	42,132,637	67.7	39,074,469		
18 寄附金	3,000,120,000	1,550,657,475	51.7	606,532,000	26.2	944,125,475		
19 繰入金	998,862,000	0	0.0	0	0.0	0		
20 繰越金	686,651,000	686,651,842	100.0	908,846,368	99.9	△ 222,194,526		
21 諸収入	703,828,000	100,019,058	14.2	136,008,177	13.7	△ 35,989,119		
22 市債	3,247,400,000	0	0.0	0	0.0	0		
合 計	29,223,560,000	12,145,215,901	41.6	11,138,718,628	39.8	1,006,497,273		

※ 上記市税の収入済額には、この他に9月末時点で歳入歳出外現金会計へ収入となっている市税分が加算される。

令和7年度 一般会計歳出予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科 目	7年度予算現額 (繰越額含む)	支 出 額			消 費 額		比 較 (A-B)	備 考
		7年度 (A)	執行率	6年度 (B)	執行率			
1 議会費	185,333,000	99,916,952	53.9	96,348,007	52.2	3,568,945		
2 総務費	4,700,673,000	1,135,616,816	24.2	1,097,941,200	22.5	37,675,616		
3 民生費	8,730,747,000	3,105,392,396	35.6	2,926,812,025	32.6	178,580,371		
4 衛生費	1,474,184,000	543,147,558	36.8	540,852,161	34.2	2,295,397		
5 労働費	71,705,000	22,367,590	31.2	20,199,186	37.8	2,168,404		
6 農林水産業費	1,636,339,000	406,328,863	24.8	382,958,193	26.2	23,370,670		
7 商工費	2,702,619,000	653,479,373	24.2	545,669,073	27.3	107,810,300		
8 土木費	3,823,712,000	1,227,955,420	32.1	1,010,938,273	28.9	217,017,147		
9 消防費	961,914,000	402,823,030	41.9	370,215,472	42.6	32,607,558		
10 教育費	2,516,683,000	663,068,373	26.3	697,884,996	35.4	△ 34,816,623		
11 公債費	2,369,651,000	1,184,181,620	50.0	1,185,187,562	48.3	△ 1,005,942		
12 予備費	50,000,000	0	0.0	0	0.0	0		
13 災害復旧費	0	0	0.0	0	0.0	0		
合 計	29,223,560,000	9,444,277,991	32.3	8,875,006,148	31.7	569,271,843		
歳入歳出差引額	0	2,700,937,910	—	2,349,674,387	—	351,263,523		

令和7年度 特別会計・企業会計予算執行状況及び前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

会 計 名	7年度予算現額 (繰越額含む)	収 入 額		支 出 額		支 出 済 額		収 支 差 引 額			
		7年度 (A)	予算比	6年度 (B)	予算比	7年度 (C)	執行率	6年度 (D)	執行率	7年度 (A-C)	6年度 (B-D)
国民健康保険事業	5,105,094,000	2,034,196,003	39.8	1,909,640,090	37.9	1,955,381,479	38.3	1,897,960,668	35.6	78,814,524	11,679,422
後期高齢者医療事業	767,803,000	357,562,389	46.6	320,289,851	43.3	327,609,364	42.7	296,761,656	42.8	29,953,025	23,528,195
介護保険事業	5,090,407,000	2,029,444,189	39.9	1,901,302,802	38.0	1,998,211,047	39.3	1,955,198,359	38.5	31,233,142	△ 53,895,557
倭財産区事業	561,000	145,506	25.9	114,389	16.5	202,596	36.1	332,394	52.3	△ 57,090	△ 218,005
永田財産区事業	2,673,000	2,508,958	93.9	126,627	27.8	20,773	0.8	24,820	5.4	2,488,185	101,807
中野財産区事業	1,674,000	1,582,301	94.5	959,169	41.2	78,005	4.7	72,597	3.5	1,504,296	886,572
合 計	10,968,212,000	4,425,439,346	40.3	4,132,432,928	38.3	4,281,503,264	39.0	4,128,913,006	37.3	143,936,082	3,519,922
歳入歳出外現金会計	-	2,673,055,667	-	2,305,539,826	-	1,740,427,612	-	1,864,951,019	-	932,628,055	440,588,807
下水道事業	歳入	(調定額)		(調定額)							
	3,896,450,000	1,235,536,895	31.7	1,257,576,376	34.9	1,619,685,056	36.1	1,573,462,961	34.3	△ 384,148,161	△ 315,886,585
	歳出										
水道事業	歳入	(調定額)		(調定額)							
	2,299,614,000	561,522,397	24.4	571,923,932	28.5	1,164,692,516	36.8	682,636,827	26.0	△ 603,170,119	△ 110,712,895
	歳出										
3,166,033,000											

市税及び国民健康保険税の前年度比較（9月末現在）

(単位：円、%)

科	目	7年度 (A)	6年度 (B)	比較増減 (A-B)	前年度対比 (A/B×100)	備 考
市 税	調 定 額	6,788,428,485	6,529,428,076	259,000,409	104.0	
	収 入 額	3,846,599,643	3,612,498,982	234,100,661	106.5	※
	収入未済額 (内納期到来分)	2,941,828,842 (207,093,293)	2,916,929,094 (245,017,732)	24,899,748 (△ 37,924,439)	100.9 (84.5)	
	収 納 率 (内納期到来分)	56.7 (94.4)	55.3 (93.0)	1.4 (1.4)		
国民健康保険税	調 定 額	1,209,296,537	1,173,498,784	35,797,753	103.1	
	収 入 額	438,607,887	425,021,013	13,586,874	103.2	※
	収入未済額 (内納期到来分)	770,688,650 (128,801,344)	748,477,771 (133,667,471)	22,210,879 (△ 4,866,127)	103.0 (96.4)	
	収 納 率 (内納期到来分)	36.3 (0.0)	36.2 (0.0)	0.1 (0.0)		
(内訳) 一般被保険者	調 定 額	1,208,891,200	1,173,093,447	35,797,753	103.1	
	収 入 額	438,607,887	425,021,013	13,586,874	103.2	
	収入未済額 (内納期到来分)	770,283,313 (128,396,007)	748,072,434 (133,262,134)	22,210,879 (△ 4,866,127)	103.0 (96.3)	
	収 納 率 (内納期到来分)	36.3 (73.8)	36.2 (72.9)	0.1 (0.9)		
(内訳) 退職被保険者	調 定 額	405,337	405,337	0	100.0	
	収 入 額	0	0	0	—	
	収入未済額 (内納期到来分)	405,337 (405,337)	405,337 (405,337)	0 (0)	100.0 (100.0)	
	収 納 率 (内納期到来分)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)		

※ 市税及び国民健康保険税の収入額は、9月末時点の歳入歳出外現金会計に収入済となった額も含めたものである。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の対象

令和6年度の財政援助団体等における出納事務等並びに所管部局の財政援助事務

補助金等の名称	団体名	所管課	監査日
熱意応援事業補助金	中野市博物館植物講座受 講生グループ	市民協働 推進室	12月23日
	おはなし♡びっくりばこ		
	高丘ゆるゴミ拾い部		
	プランクリエ・ミュー ジックアートプロジェクト		
	中野アーチェリークラブ		
従業員家賃支援事業補助金	交付対象者2社	商工観光課	12月23日
	交付対象者3社		
	交付対象者2社		
	交付対象者5社		
	交付対象者2社		

2 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、補助金等の目的に沿って適正に使われているかについて、次の項目を主眼として監査を実施した。

- ・ 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか

- ・ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確であるか
また、公益上の必要性は充分であるか
- ・ 補助金の額の算定、交付方法、時期及び手続等は適正であるか
- ・ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか

3 監査の主な実施内容

監査に当たっては、中野市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して実施した。

令和6年度の財政援助団体等の出納事務等について、あらかじめ関係部課等に対し交付申請及び実績報告に付された書類の提出を求め、また監査時において補助金交付先の団体から提示された資料に基づき、団体関係者又は所管課の関係職員に説明を聴取するとともに、必要に応じて関係書類の照合等により実施した。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、財政援助団体等の出納、その他事務の執行は、概ね適正に処理されていると認められた。

このほか軽微な改善事項等については、監査当日、団体関係者又は所管課の関係職員に検討を促したところである。

資料 5

財政援助団体等の業務に関する会計の決算状況（令和6年度）

（単位：円、％）

団 体 名	事業費 (決算額)	左のうち 補助等金額	補助等割合
[熱意応援事業補助金]			
中野市博物館植物講座受講生グループ	120,000	108,000	90%
おはなし♡びっくりばこ	133,616	117,000	87%
高丘ゆるゴミ拾い部	386,402	241,000	62%
ブランクリエ・ミュージックアートプロジェクト	355,645	300,000	84%
中野アーチェリークラブ	490,000	300,000	61%
[従業員家賃支援事業補助金]			
交付対象者 14 社	—	4,759,194	—

※ 補助または負担金割合は、決算額（補助対象経費）に対する補助金額の割合です。

資料6

令和7年度 定期監査等日程

期間：令和7年11月7日～令和7年12月23日

日 時	主な監査事項	所 管	実施 時間(分)
11月7日(金) 会議室21	9:00	・消防費 ・民生費 ・特別会計 介護保険事業	消防部 消防課 36 健康福祉部 高齢者支援課 33 31
	13:30	・民生費 ・衛生費 ・民生費	健康福祉部 社会就労センター 23 健康づくり課 62 福祉課 50
11月10日(月) 会議室21	9:00	・民生費 ・総務費 ・民生費 ・特別会計 国民健康保険事業、後期高齢者医療事業	くらしと文化部 人権センター 16 人権・男女共同参画課 12 市民課 20 36
	13:30	・総務費 ・総務費 ・衛生費 ・総務費	くらしと文化部 文化スポーツ振興課 63 生活環境課 45 消費生活センター 12 市民協働推進室 12
11月17日(月) 会議室21	9:00	・土木費	建設水道部 都市建設課 55
	13:30	・企業会計 下水道事業 水道事業 ・議会費 ・総務費	建設水道部 上下水道課 28 33 議会事務局 12 行政委員会事務局 16
11月19日(水) 会議室21	9:00	・教育費	教育委員会 学校給食センター 35 学校教育課 62
	13:30	・教育費	教育委員会 公民館 39 博物館 24 図書館 25 生涯学習課 20
11月21日(金) 会議室21	9:00	・民生費	子ども部 保育課 96 子ども相談室 8 子育て課 43
	13:30	・総務費 (例月出納検査)	会計課 22
11月25日(火) 会議室21	9:00	・労働費 ・商工費 ・農林水産業費	経済部 商工観光課 72 農業委員会事務局 23
	13:30	・農林水産業費 ・特別会計 倭財産区事業、永田財産区事業	経済部 農業振興課 43 19
11月27日(木) 会議室21	10:00	・総務費	総務部 庶務課 21 危機管理課 19 税務課 20
	13:30	・総務費 ・総務費 ・特別会計 中野財産区	総務部 公共施設マネジメント推進室 21 企画財政課 72
11月28日(金) 事務室	9:00	・後日回答とした課等の説明	
	13:30	・現地調査 高遠山古墳	教育委員会 生涯学習課
12月23日(火) 終日 事務室	・財政援助団体・指定管理者		

資料 7

(参考)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） （抄）

(職務)

第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2・3 (略)

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

5・6 (略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

8 (略)

9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

11・12 (略)

(参考)

中野市団体事務従事取扱規程（令和 4 年 11 月 29 日訓令第 5 号） （抄）

(会計事務)

第 4 条 従事職員は、団体の会計事務を行うときは、中野市財務規則（平成 17 年中野市規則第 42 号）その他関係法令の定めるところによらなければならない。

2 当該団体が預貯金口座を所有する場合は、収入及び支出の手続を行うごとに出納簿に記録するとともに、関係書類を適正に管理しなければならない。

- 3 通帳等及び届出印は、それぞれ金庫その他施錠することができる保管庫に別に保管しなければならない。
- 4 会計事務に携わった従事職員は、少なくとも四半期ごとに、会計処理状況を課等の長に報告し、その確認を受けなければならない。